

## 群馬県禁煙支援医師・歯科医師・薬剤師ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、群馬県禁煙支援医師・歯科医師・薬剤師ネットワーク（略称として群馬禁煙支援医歯薬ネット）とする。

(趣旨)

第2条 喫煙とそれに伴う受動喫煙による健康被害は、肺がんをはじめとして口腔咽喉頭がん、食道がん、膀胱がんなど多くのがん・心血管系疾患・呼吸器系疾患および歯周疾患など全身の健康に影響を及ぼすことが明らかになっていることから、私たち医師・歯科医師・薬剤師の保健医療専門職は、連携して県民の禁煙支援を行う。

たばこの害に関する正しい知識を普及させるために、地域および職域での禁煙支援活動を行う。

また、喫煙の本質は「ニコチン依存症」であることから、医療機関や薬局において禁煙指導および禁煙補助剤による支援を行う。

(構成)

第3条 群馬禁煙支援医歯薬ネットは、前条に賛同する別紙幹事団体および構成団体（以下「構成する団体」という）をもって構成する。

なお、幹事団体の賛同のもと協力団体を置くことが出来るものとする。

(組織)

第4条 群馬禁煙支援医歯薬ネットは役員をもって構成する。

群馬禁煙支援医歯薬ネットの運営の企画・調整を行う役員会を置く。

(役員)

第5条 群馬禁煙支援医歯薬ネットに、代表1名、幹事長1名および幹事若干名を置く。

役員会に顧問を置くことができる。

- 2 幹事は、幹事団体および構成団体からの推薦による。
- 3 代表および幹事長は、幹事の互選による。
- 4 顧問は、役員会の議決を経て代表が委嘱する。
- 5 役員及び顧問の任期は、2年として再任を妨げない。

(会議)

第6条 群馬禁煙支援医歯薬ネット及び役員会は必要に応じ随時開催するものとする。

(運営)

第7条 幹事団体は、各団体のウェブサイト禁煙支援のページを設ける。

禁煙支援のページには、禁煙支援医療機関および薬局一覧・趣旨・他の幹事団体

の禁煙支援ページへのリンクを掲載する。

(活動)

第8条 群馬禁煙支援医歯薬ネット活動は、以下のことを行う。

- (1) 県民への禁煙に関する情報提供
- (2) 禁煙支援県民公開講座の開催
- (3) 禁煙支援専門職の研修会
- (4) ネットワークでの情報交換
- (5) その他禁煙支援に関わること

(細則)

第9条 本規約に定めるものの他、群馬禁煙支援医歯薬ネットの運営に関して必要な事項は、役員会の議を経て別に定めることができる。

(事務局)

第10条 群馬禁煙支援医歯薬ネットの事務局を群馬県歯科医師会内に置き、支部を群馬県医師会、群馬県薬剤師会内に置く。

- ・群馬県歯科医師会の事務局；  
<http://www.gunshi.jp/frame/kinen.htm>
- ・群馬県医師会の事務局；  
<http://www.gunma.med.or.jp/>
- ・群馬県薬剤師会の事務局；  
<http://www.gunyaku.or.jp/>

(施行期日)

平成18年7月26日より施行する。

平成23年4月28日より施行する。

平成25年4月 1日より施行する。

群馬県禁煙支援医師・歯科医師・薬剤師ネットワーク  
構成する団体

【幹事団体】

群馬県医師会  
群馬県歯科医師会  
群馬県薬剤師会

【構成団体】

群馬県臨床衛生検査技師会  
群馬県看護協会  
高崎健康福祉大学

群馬県禁煙支援医師・歯科医師・薬剤師ネットワーク  
役員名簿

代表	川島	崇（群馬県医師会理事）
幹事長	神戸	千恵（群馬県歯科医師会理事）
幹事	島田	光明（群馬県薬剤師会副会長）
”	高橋	良徳（群馬県薬剤師会常務理事）
”	有坂	拓（群馬県医師会理事）
”	中嶋	耕次（群馬県歯科医師会公衆衛生委員長）
顧問	石田	覚也（渋川北群馬歯科医師会副会長）